

井原議員（広志会）

令和5年2月13日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問） 今回の調査における契約内容について

今回のタイムチャージ方式の契約について、どこまで決めていたのか。

（答）

この度の調査は、官製談合防止法をはじめ、法令に抵触する疑いがあると指摘されたことから、重大な事案であると受け止め、専門家の観点から徹底した調査を行うことが極めて重要であると考えたことから、実施したものでございます。

この調査につきましては、弁護士により実施した調査、第三者的な立場で行うため、教育委員会が弁護士に対して指揮命令権を有さず、調査の手法や範囲等についても、弁護士の指示に従い実施してまいりました。

調査を進めていく中で、関係者に対するヒアリング回数の増加、メールの確認範囲の追加が生じるなど、想定をはるかに超えた業務量になったと聞いております。

そのような状況の中、弁護士においても、土日も確認作業や報告書作成を行うなど、調査に相当な時間を要したことから、今回の支払金額となったところでございます。

今回、タイムチャージ方式ということでやらせていただきましたけれども、指揮命令権を有さない形で実施したというところで、このような形になりました。

一方で、この調査につきましては、弁護士の専門的な知見を用いて、膨大な資料の確認と多くの職員からのヒアリングを行い、事実の確認を行いました。

こういったことから、官製談合防止法の法的評価を行うという目的がありましたので、この緻密な事実確認を要するため、非常に困難な作業であり、法的な評価を明らかにするためにも、この方法を採用させていただいたということでございます。